

収 支 報 告 書



令和 6 年分
（令和 年 月 日開催分）

- 1 政治団体の名称 （ふりがな） 自由民主党鹿児島県いちき串木野市支部
- 2 主たる事務所の所在地 鹿児島県いちき串木野市銀所131
- 3 代表者の氏名 吉留厚志
- 4 会計責任者の氏名 吉留晴美

政治団体の区分	
☐	政党
☒	政治資金団体の支部
☐	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐	その他の政治団体
☐	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐	2以上の都道府県の区域等
☒	同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名	_____
(電話)	_____
_____	_____
(電話)	_____

資金管理団体の指定の有無	
☐	有
☒	無
公職の種類 _____	
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	

資金管理団体の指定の期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____	
公職の種類 _____	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	 A (①+②)			十億		百万	1	0	5	0	8	3	0	5	円
(前年からの繰越額)	 ①						1	5	7	3	7	8	1	3	
(本年の収入額)	 ②						4	4	7	7	0	4	9	2	
支 出 総 額	 B						4	4	6	0	4	0	2	6	
翌年への繰越額	 A - B						4	5	9	0	4	2	7	9	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額				十億		百万			千			円
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)												0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額										備 考	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			十億		百万	4	5	1	0	0	0	円
〔 うち 特 定 寄 附 〕												0
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附					4	3	4	6	0	0	0	0
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附												0
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)					4	3	9	7	0	0	0	0
〔 寄 附 の うち 寄 附 の 〕 〔 あ っ せ ん に よ る も の 〕												0
イ 政 党 匿 名 寄 附												0
合 計 (ア + イ)					4	3	9	7	0	0	0	0

法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入												
交付金を供与した本部又は支部の名称		金 額							年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考	
自民党 鹿児島県支部連合会				1 億		4 千	3 0 0	0 0 0	R6.2.6	鹿児島市東砂町52-2		
〃						4 千	3 0 0	0 0 0	R6.8.2	〃		
〃						4 千	2 0 0	0 0 0	R6.9.23	〃		
こ の 頁 の 小 計						4 千	8 0 0	0 0 0				
合 計						4 千	8 0 0	0 0 0				

(備考) 1 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称、主たる事務所の所在地、当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当する欄に記載すること。

(その6)

[illegible]

(備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその額及び年月日を記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載すること。

2 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を具体的に記載すること。

「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金 額									年月日	住 所	職 業	備 考	
植村 一		千	百	十	千	百	十	千	百	2016.2.20	薩摩川内市島津町2-5	会社役員		
西村南伸平				千	百	十	千	百	十	2016.8.12	鹿児島市永吉町29-10	会社員		
この頁の小計				千	百	十	千	百	十					
その他の寄附				千	百	十	千	百	十					
合 計				千	百	十	千	百	十					

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

← 様式（その2）の「(7) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに各寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附することができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額								年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
南蔵砂利(株)		十億		百万	千	百	十	円	R6.1.25	いちろ市本野市平沼16725-1	北山和博		
〃									R6.2.26	〃	〃		
〃									R6.3.26	〃	〃		
〃									R6.4.25	〃	〃		
〃									R6.5.27	〃	〃		
〃									R6.6.25	〃	〃		
〃									R6.7.25	〃	〃		
〃									R6.8.26	〃	〃		
〃									R6.9.25	〃	〃		
〃									R6.10.25	〃	〃		
〃									R6.11.25	〃	〃		
〃									R6.12.25	〃	〃		
松崎建設(株)									R6.1.17	いちろ市本野市大里5944-1	松崎 達		
(株)下野建設									R6.1.31	日置市東市来町長里1618	下野喜和		
この頁の小計													
その他の寄附													
合 計													

← 様式(その2)「(イ) 法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ) 法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附することができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附			
団体の名称	金 額									年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
(株)大産電業		十億		百万	千	百	十	元	角	分	R.6.1.31	鹿児島市平元町8-31	三浦友裕	
〃											R.6.2.29	〃	〃	
〃											R.6.3.29	〃	〃	
〃											R.6.4.30	〃	〃	
〃											R.6.5.31	〃	〃	
〃											R.6.6.28	〃	〃	
〃											R.6.7.31	〃	〃	
〃											R.6.8.30	〃	〃	
〃											R.6.9.30	〃	〃	
〃											R.6.10.31	〃	〃	
〃											R.6.11.29	〃	〃	
〃											R.6.12.29	〃	〃	
					(	1	2	0	0	0	0)			
(株)森産業					千	百	十	元	角	分	R.6.2.6	日置市吹上町中原2080-2	内田敬久	
ヤマケキ(株)					千	百	十	元	角	分	R.6.2.6	霧島市牧園町宿葉田1960	山口克典	
この頁の小計					千	百	十	元	角	分				
その他の寄附										0				
合 計														

← 様式(その2)「(イ) 法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附することができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額									年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)大成リース		十億		千	百	十	百	十	百	R6.1.11	鹿児島市伊敷6-13-1	池田幸則	
〃				千	百	十	百	十	百	R6.2.22	〃	〃	
〃				千	百	十	百	十	百	R6.12.25	〃	〃	
				千	百	十	百	十	百				
宅島建設(株)				千	百	十	百	十	百	R6.2.9	東京都港区南青山2-22-3	筑島義久	
共栄機械工業(株)				千	百	十	百	十	百	R6.2.29	神奈川県鎌倉市岩瀬1-24-7	青藤 隆	
(株)西別府弘組				千	百	十	百	十	百	R6.3.2	広島県東広島市別府3204	西別府一宏	
(株)国科建設				千	百	十	百	十	百	R6.3.14	広島県東広島市東塩田町112	国科修兵	
(株)満留建設				千	百	十	百	十	百	R6.3.14	広島県東広島市野元21809-1	満留智史	
東広島建設工業(株)				千	百	十	百	十	百	R6.3.24	広島県東広島市生穂8791	小原雅史	
(有)古川建設				千	百	十	百	十	百	R6.3.25	〃 中尾町3	古川政嗣	
(株)マリエ工業				千	百	十	百	十	百	R6.3.27	〃 泊見町56	花岡勝美	
(株)久保				千	百	十	百	十	百	R6.4.10	〃 深町364-4	久保謙二	
この頁の小計				千	百	十	百	十	百				
その他の寄附													
合 計				千	百	十	百	十	百				

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表														
項 目		金 額								備 考				
1	経 常 経 費			十億		百万		千		円				
(1)	人 件 費					7	4	2	0	0	0			
(2)	光 熱 水 費						7	4	9	2	0	6		
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費					7	5	1	0	2	8	2		
(4)	事 務 所 費					7	3	1	4	6	9	0		
小 計						7	1	2	9	4	1	7	8	① ((1)~(4)の合計)
2	政 治 活 動 費			十億		百万		千		円				
(1)	組 織 活 動 費					7	2	6	5	3	0	6	8	
(2)	選 挙 関 係 費												0	
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費						7	4	4	6	0	0		ア〜エの合計を記載すること
ア 機関紙誌の発行事業費							7	4	4	6	0	0		
イ 宣 伝 事 業 費													0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費													0	
エ そ の 他 の 事 業 費													0	
(4)	調 査 研 究 費						7	1	2	1	8	0		
(5)	寄 附 ・ 交 付 金					7	6	0	0	0	0	0		
(6)	そ の 他 の 経 費												0	
小 計						7	3	3	0	9	8	4	8	② ((1)~(6)の合計)
合 計						7	4	6	0	4	0	2	6	①+②

内訳は様式
(その14)へ
※資金管理団体および国会議員
関係政治団体のみ

内訳は様式
(その15)へ

内訳は様式

(その14)へ

※資金管理団体および国会議員

関係政治団体のみ

内訳は様式

(その15)へ

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(70)15)

[illegible]

(備考)

- 1 1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政計団体に關する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(70.5)

[illegible]

(備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (印刷費)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計									0				
その他の支出						4	4	4	6	0	0		
合 計						4	4	4	6	0	0		

← (その13) の「機関紙誌の発行事業費」の額と一致すること

(備考)

- 1 件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に係る特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1 件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 調査研究費 (資料費)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計									0				
その他の支出						4	1	2	1	8	0		
合 計						4	1	2	1	8	0		

← (その13) の「調査研究費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に關する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により詳細に記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 寄 附 ・ 交 付 金 (寄 附)					
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
寄 附					4	6	0	0	0	0	0	26.5.10	高岡厚成後援会	新潟県新潟市緑区131	
この頁の小計					4	6	0	0	0	0	0				
その他の支出											0				
合 計					4	6	0	0	0	0	0				

(その13)の「寄附・交付金」の額と一致すること

← (その13) の「寄附・交付金」の額と一致すること

- (備考)
- 1 件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に係る特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「○」を記入すること。
2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 25 日

政治団体の名称 自由民主党鹿児島県いちき串木野市区支部

会計責任者の氏名 吉留 晴美

代表者の氏名 (解散団体のみ)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。